

令和4年度

第6回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和5年3月10日(金)16:00~
場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館
共用大会議室(2階)

議 事 次 第

- 1 令和4年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について
- 2 令和4年度沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の廃止について
- 3 その他

令和4年度第6回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- | | |
|--|---------|
| 1. 令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿 | 1P |
| 2. 最低賃金審議会令(抄) | 2P |
| 3. 令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況 | 3P~4P |
| 4. 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
(令和4年1月から3月実施分、全国及び沖縄) | 5P~7P |
| 5. 令和5年度 特定(産業別)最低賃金改正の申出意向表明(写) | 8P~9P |
| 6. 令和5年度 沖縄地方最低賃金審議会日程(案) | 10P~14P |
| 7. 令和5年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表 | 15P~20P |

令和 4 年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	い わ 橋 培 樹 岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	う え 江 洲 純 子 上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	しま ぶくろ 秀 勝 島 袋 秀 勝	弁 護 士
	しろ ま 貞 城 間 貞	公認会計士・税理士
	にし むら オ リ 工 西 村 オ リ 工	弁 護 士
労働者代表委員	い し かわ しゅう じ 石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	き な ひろ のぶ 喜 納 浩 信	U A ゼンセン沖縄県支部長
	すな かわ やす ひろ 砂 川 安 弘	連合沖縄事務局長
	てる き な とも かず 照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	みや き ち え 宮 城 千 絵	J P 労組沖縄地方本部執行委員
使用者代表委員	あら かき とも お 新 垣 朝 雄	那覇商工会議所 中小企業相談部次長
	おや かわ すすむ 親 川 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	さ く もと かず よ 佐 久 本 和 代	沖縄県中小企業団体中央会 総務部長兼総務課長
	た ばた かず お 田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	ひ が か な え 比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
備考	発令年月日 令和 3 年 4 月 1 日(なお、照喜名 朝和 委員は令和 3 年12月28日発令 喜 納 浩信 委員は令和 4 年11月22日発令) 任期満了日 令和 5 年 3 月31日 各委員の配列は五十音順	

最低賃金審議会令（抄）

（最低賃金専門部会）

第 6 条第 1 項

最低賃金法第 25 条第 1 項又は第 2 項により審議会におかれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員の数は、9 人以内とする。

第 6 条第 5 項

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

第 6 条第 7 項

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

【沖縄地方最低賃金審議会専門部会】

沖縄県最低賃金専門部会

沖縄県新聞業最低賃金専門部会

令和4年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況

資料3

1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
1	7.4 (大会議室)	月	1回 15:00	会長、会長代理選出 地域最賃改定諮問 地域専門部会の設置 令6条第5項適用 運営小委員会の設置 年間審議日程計画					
				地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/4～7/19)				専門部会委員の推薦に係る公示(7/4～7/19)	庁舎掲示板/HPに掲示
2	7.21 (中会議室)	木					1回 15:00	(地域別)部会長、部会長代理選出 実地視察・参考人聴取等の実施について	実地視察なし、 文書回答対応
3	7.29 (大会議室)	金	2回 14:00	最賃基礎調査結果報告 特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	1回 15:00	委員長、委員長代理選出 特定(産別)最賃改定の必要性に係る検討	2回	参考人意見聴取(労使各1名)	
							16:00	労側参考人意見聴取のみ公開	
4	8.3 (大会議室)	水					3回 15:00	中賃目安伝達 (地域別)額提示、調整	
5	8.5 (大会議室)	金	3回 16:00	中賃目安伝達 特定(産別)最賃改定の必要性の有無について運小の結果報告及び答申 特定(産別)最賃改定諮問(新聞業)	2回 14:00	関係人意見聴取(概要書) 特定(産別)最賃改定の必要性の有無について(報告)	4回	(地域別)額調整	
								(特定)専門部会委員の推薦に係る公示(8/5～8/22)	庁舎掲示板/HPに掲示
6	8.9 (大会議室)	火					5回 14:00	(地域別)額調整	
7	8.10 (大会議室)	水	4回 16:00	沖縄県最低賃金の改正決定について(採決) 答申 時間額853円(33円引上げ)			6回	(地域別)額調整、結審(部会報告)	
									庁舎掲示板/HPに掲示
8	8.26 (中会議室)	金	5回 9:30	8/22異議申出内容に係る諮問・審議 答申 8/10答申のとおり					改正決定 9.6官報公示 10.6発効

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
9	8.31 (大会議室)	水					1回 14:00	(新聞業) 部会長、部会長代理選出 諮問説明 基礎調査報告 審議会部会日程調整	
10	9.7 (大会議室)	水					2回 10:30	(新聞業) 額提示、調整	
11	9.16 (大会議室)	金					3回 14:30	(新聞業) 額調整、結審(全会一致、 答申 時間額879円(26円引上げ))	
	9.16(金) ~10.3(月)						特定最賃（新聞業）答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (9/16~10/3 令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示	
12	10.4	火		【異議申出無く、異議審開催無し】					改正決定 10.18官報公示 11.17発効

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
13	5.3.10 (大会議室)	金	6回 16:00	令和4年度の審議会総括について 令和5年度産業別最低賃金申出意向確 最低賃金専門部会の廃止について その他					

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

(1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況 (令和4年1月～3月、全国計)

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01 製造業	4,616	506	11.0%	4,269	467	10.9%	347	39	11.2%
01 食料品製造業	1,292	131	10.1%	1,285	131	10.2%	7	0	0.0%
02 繊維工業	276	35	12.7%	276	35	12.7%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	413	42	10.2%	413	42	10.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	114	9	7.9%	113	9	8.0%	1	0	0.0%
05 家具・装備品製造業	70	6	8.6%	70	6	8.6%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	122	15	12.3%	122	15	12.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	171	20	11.7%	171	20	11.7%	0	0	-
08 化学工業	367	49	13.4%	365	49	13.4%	2	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	94	10	10.6%	79	8	10.1%	15	2	13.3%
10 鉄鋼業	16	1	6.3%	10	1	10.0%	6	0	0.0%
11 非鉄金属製造業	24	3	12.5%	18	2	11.1%	6	1	16.7%
12 金属製品製造業	230	13	5.7%	228	13	5.7%	2	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	175	18	10.3%	128	12	9.4%	47	6	12.8%
14 電気機械器具製造業	328	40	12.2%	132	16	12.1%	196	24	12.2%
15 輸送用機械等製造業	111	9	8.1%	51	5	9.8%	60	4	6.7%
16 電気・ガス・水道業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	812	105	12.9%	807	103	12.8%	5	2	40.0%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	174	15	8.6%	174	15	8.6%	0	0	-
01 土木木工事業	43	5	11.6%	43	5	11.6%	0	0	-
02 建築工事業	80	7	8.8%	80	7	8.8%	0	0	-
03 その他の建設業	51	3	5.9%	51	3	5.9%	0	0	-
04 運輸交通業	45	10	22.2%	45	10	22.2%	0	0	-
02 道路旅客運送業	9	2	22.2%	9	2	22.2%	0	0	-
03 道路貨物運送業	36	8	22.2%	36	8	22.2%	0	0	-
05 貨物取扱業	8	3	37.5%	8	3	37.5%	0	0	-
1号～5号 計	4,845	534	11.0%	4,498	495	11.0%	347	39	11.2%
06 農林業	114	17	14.9%	114	17	14.9%	0	0	-
01 農業	109	17	15.6%	109	17	15.6%	0	0	-
02 林業	5	0	0.0%	5	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	33	6	18.2%	33	6	18.2%	0	0	-
01 畜産業	21	4	19.0%	21	4	19.0%	0	0	-
02 水産業	12	2	16.7%	12	2	16.7%	0	0	-
08 商業	5,655	598	10.6%	5,611	589	10.5%	44	9	20.5%
01 卸売業	985	88	8.9%	985	88	8.9%	0	0	-
02 小売業	3,849	442	11.5%	3,805	433	11.4%	44	9	20.5%
03 理美容業	721	61	8.5%	721	61	8.5%	0	0	-
04 その他の商業	100	7	7.0%	100	7	7.0%	0	0	-
09 金融・広告業	67	5	7.5%	67	5	7.5%	0	0	-
01 金融業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	0	0	-
02 広告・あっせん業	62	4	6.5%	62	4	6.5%	0	0	-
10 映画・演劇業	6	2	33.3%	6	2	33.3%	0	0	-
11 通信業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	79	5	6.3%	79	5	6.3%	0	0	-
13 保健衛生業	740	79	10.7%	740	79	10.7%	0	0	-
01 医療保健業	212	24	11.3%	212	24	11.3%	0	0	-
02 社会福祉施設	494	50	10.1%	494	50	10.1%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	34	5	14.7%	34	5	14.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,752	292	10.6%	2,752	292	10.6%	0	0	-
01 旅館業	507	53	10.5%	507	53	10.5%	0	0	-
02 飲食店	2,120	226	10.7%	2,120	226	10.7%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	125	13	10.4%	125	13	10.4%	0	0	-
15 清掃・と畜業	321	26	8.1%	321	26	8.1%	0	0	-
16 官公署	2	1	50.0%	2	1	50.0%	0	0	-
17 その他の事業	350	42	12.0%	350	42	12.0%	0	0	-
01 派遣業	29	1	3.4%	29	1	3.4%	0	0	-
02 その他の事業	321	41	12.8%	321	41	12.8%	0	0	-
6号～17号 計	10,120	1,073	10.6%	10,076	1,064	10.6%	44	9	20.5%
合計	14,965	1,607	10.7%	14,574	1,559	10.7%	391	48	12.3%

最低賃金監督指導実施状況

第1表 最低賃金法第4条違反事業場

1 令和4年(1月～3月)

最低賃金別	監督実施状況			全国違反率(%)
	監督実施事業場(件)	法第4条違反事業場(件)	違反率(%)	
地域別最賃	174	8	4.6	10.7
産業別最賃	0	0	0.0	12.3
合計	174	8	4.6	10.7

※監督実施事業場数については、監督実施時労働者0人の事業場を除く。

2 年次別推移

年別	沖 縄			全国違反率(%)
	監督実施事業場(件)	法第4条違反事業場(件)	違反率(%)	
平成11年	268	43	16.0	10.0
平成12年	297	52	17.5	9.5
平成13年	252	32	12.6	9.3
平成14年	261	40	15.3	9.2
平成15年	211	32	15.2	6.6
平成16年	186	8	4.3	5.5
平成17年	192	17	8.9	6.4
平成18年	136	26	19.1	6.8
平成19年	267	26	9.7	6.9
平成20年	218	11	5.0	6.7
平成21年	45	6	13.3	8.5
平成22年	171	6	3.5	7.8
平成23年	155	10	6.5	10.4
平成24年	181	22	12.2	8.3
平成25年	150	32	21.3	9.6
平成26年	135	11	8.1	10.7
平成27年	133	15	11.3	11.6
平成28年	115	20	17.4	13.3
平成29年	147	34	23.1	14.1
平成30年	203	23	11.3	12.7
平成31年	209	15	7.2	13.7
令和2年	180	9	5.0	13.3
令和3年	117	3	2.6	8.1
令和4年	174	8	4.6	10.7

※平成26年以前については、約定賃金が最低賃金額以上で24条違反を含む

第2表 最低賃金法第4条違反事業場の最低賃金に関する認識度(沖縄)

(令和4年2月末速報値)

最低賃金別	法第4条違反事業場	適用される最低賃金を知っている	金額は知らないが適用されることを知っている	最低賃金が適用されることを知らなかった
地域別最賃	8	6	2	0
	100.0%	75.0%	25.0%	0.0%
産業別最賃	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%
合計	8	6	2	0
	100.0%	75.0%	25.0%	0.0%



資料5

2023年2月16日

沖縄労働局
局長 西川 昌登 様



日本労働組合総連
沖縄県連合会(連合沖
最低賃金対策委
委員長 喜納



2023年度 特定(産業別)最低賃金
改正の申出意向表明について

最低賃金法第15条第1項の規定に基づく標記の改正申出について、別紙のと
おり意向表明します。

2023年度特定（産業別）最低賃金改正の申出意向表明

2023年2月16日

1. 産業別最低賃金の改正

最低賃金の件名	申出代表者氏名等	申出の内容（最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲）	申出の理由	申出の時期
糖類製造業	全沖縄製糖労働組合 執行委員長 石川 幸治	沖縄県において糖類製造業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 18歳未満および65歳以上の者 2. 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて技能修得中の者 3. 清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 適用労働者 710人	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意による	7月上旬まで
新聞業	沖縄タイムス労働組合 執行委員長 比屋根 真澄	沖縄県において新聞業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 620人	同上	同上
各種商品小売業	リウボウインダストリー労働組合 執行委員長 森田 和也	沖縄県において各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 6,260人	同上	同上
自動車小売業（新車）	自動車総連 沖縄地方協議会 議長 當眞 義也	沖縄県において自動車小売業を営む使用者に使用される労働者 但し、次に掲げる者を除く 1. 2. 同上 3. 適用労働者 2,080人	同上	同上

令和5年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(案)

資料6-1

No. 1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	(公益調整)	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	7. 3 (大会議室)	月	1回 15:00	○年間審議計画 ○専門部会、運小役割分担	○会長、会長代理選出 ○地域最賃改定諮問 ○地域専門部会の設置 ○令6条第5項適用 ○運営小委員会の設置 ○年間審議日程計画					
	7. 3(月) ~7. 18(火)			地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/3~7/18)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/3~7/18)	
2	7. 20 (大会議室)	木						1回 15:00	○(地域別)部会長、部会長代理選出 ○実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7. 25 ~7. 27 (事業場)	火 ~ 木						2回	○(地域別)事業場実地視察 ※左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名 事務局2名
4	7. 31 (大会議室)	月	2回 14:00		○中賃目安伝達 ○最賃基礎調査結果報告	1回	○委員長、委員長代理選出	3回	○実地視察結果 ○参考人意見聴取(労使各1名程度予定)	
					○特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	15:00	○特定(産別)最賃改定の 必要性に係る検討	16:00		
5	8. 2 (大会議室)	水						4回 15:00	○(地域別)額提示、調整	
6	8. 4 (大会議室)	金						5回 15:00	○(地域別)額調整、(結審)	
	8. 4(金) ~8. 21(月)							地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの 意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)		庁舎掲示板/HP に掲示
7	8. 7 (中会議室)	月	3回 16:00	○特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(全会一致でなかった場合;採 決) ○特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 ○特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)	2回 14:00	○関係人意見聴取(概要書) ○特定(産別)最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6回 15:00	○(地域別)額調整予備(結審)	
	8. 7(月) ~8. 22(火)			地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(採決の場合)					(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/7~8/22)	
8	8.22 (中会議室)	火	4回 9:30		異議審(8/4答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					
	8.23 (中会議室)	水			異議審(8/7答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
9	8.31 (大会議室)	木						1回 14:00	(産業別合同部会) ○部会長、部会長代理選出 ○実態調査報告 ○審議会部会日程調整 (産業別資料説明) ◇新聞業 ◇自動車(新車)小売業 ◇各種商品小売業 ◇糖類製造業	
10	9. 7 (大会議室)	木						2回 14:00 15:30	(産業別) ○額の提示 ◇新聞業(14:00～) ◇自動車(新車)小売業 (15:30～)	
11	9. 8 (大会議室)	金						2回 14:00 15:30	(産業別) ○額の提示 ◇各種商品小売業(14:00～) ◇糖類製造業 (15:30～)	
12	9. 11 (大会議室)	月						3回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇新聞業	
	9. 11(月) ～26(火)								特定最賃(新聞) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示
13	9. 12 (中会議室)	火						3回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇自動車(新車)小売業	
	9. 12(火) ～9. 27(水)								特定最賃(自動車) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示
14	9. 14 (中会議室)	木						3回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇各種小売業	
	9. 14(木) ～9. 29(金)								特定最賃(各種商品) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示
15	9. 15 (大会議室)	金						3回 14:00	(産業別) ○額の調整 (結審) ◇糖類製造業	
	9. 15(金) ～10. 2(月)								特定最賃(糖類) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示 (令6条第5項適用)	庁舎掲示板/HP に掲示
16	9. 19、20 (大会議室)	火水						4回 14:00～ 15:30～	(産業別) ○額の調整 (結審：予備日) 各業種	
17	9. 27 (中会議室)	水	5回 15:00		○(産業別) 額調整、(採決：予備日) ※専門部会で結審に至らなかった場合					
	9. 27(水) ～10. 12(木)								特定最賃(各業種) 答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	庁舎掲示板/HP に掲示
18	10. 3 (大会議室)	火	(5回) 9:30		異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業) (予定) 異議申出内容に係る審議(9/11(新聞)、9/12(自動車)、9/14(各種商品)、9/15(糖類)第3回にて結審の場合)					
19	10. 6 (大会議室)	金	(5回) 9:30		異議審(新聞業、自動車(新車)、各種商品小売業、糖類製造業) (予備日) 異議申出内容に係る審議 9/19又は20 第4回結審の場合)					
20	10. 13 (大会議室)	金	(5回) 9:30		異議審(各業種) (予定) 異議申出内容に係る審議(9/27(各業種)結審の場合)					※9/28結審の場合は10/16 開催(予備日)

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		特定（産業別）最低賃金専門部会			
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数		主 要 議 題
21	6. 3. 7 (大会議室)	木	6回 16:00		<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度の審議会総括について ○令和6年度産業別最低賃金申出意向確認 ○最低賃金専門部会の廃止について ○その他 					

6月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
審議会開催日程																															
開催時間																															
公示期間																															傍聴者へ通知

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
審議会開催日程			第1回本審	予備日																第1回専門部会	予備日			予備日							第2回本審 第1回運営小委員会 第3回専門部会
開催時間			15:00~																	15:00~	15:00~									14:00~ 15:00~ 16:00~	
公示期間																															傍聴人へ通知

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
審議会開催日程	予備日	第4回専門部会		第5回専門部会			第2回運営小委員会 第6回専門部会 第3回本審	予備日	予備日・第7回専門部会 第4回本審	予備日				予備日・第8回専門部会 第4回本審	予備日							第4回本審(異議審) (8月4日答申の場合)	第4回本審(異議審) (8月7日答申の場合)	第4回本審(異議審) (予備日8月8日答申の場合)	第4回本審(異議審) (8月9日答申の場合)			第4回本審(異議審) (予備日8月10日答申の場合)	第4回本審(異議審) (8月14日答申の場合)	特定最賃第1回産業別専門部会(合同部会)		
開催時間	14:00~ 15:00~ 16:00~	15:00~		15:00~			14:00~ 15:00~ 16:00~		14:00~ 16:00~					14:00~ 16:00~									9:30~	9:30~	9:30~	9:30~			9:30~	9:30~	14:00~	
公示期間																																

9月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
審議会開催日程	予備日 特定最賃第1回産業別専門部会(合同部会)						特定第2回専門部会							特定第3回専門部会 13日は除く				敬老の日		特定予備第4回専門部会										第5回本審採決の場合 予備日	
開催時間	14:00~						14:00~ 15:30~	14:00~ 15:30~				14:00~	14:00~		14:00~	14:00~				14:00~ 15:30~	14:00~ 15:30~							15:00~			
公示期間																															

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
審議会開催日程			第5回本審(異議審)第3回にて一致の場合	第5回本審(異議審)予備日)		第5回本審(異議審)第4回にて一致の場合				第5回本審(異議審)予備日)			第5回本審(異議審)9/27採決場合			第5回本審(異議審)予備日)9/28採決場合																	
開催時間			9:30~			9:30~				9:30~			9:30~			9:30~																	
公示期間		→	→	→	→	→						→																					

令和6年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
審議会開催日程							第6回本審	予備日			予備日																							
開催時間							16:00~																											
公示期間																																		
その他																																		

資料7 - 1

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(金)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月2日(土)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月3日(日)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月4日(月)		9月19日(火)		9月29日(金)		10月29日(日)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月2日(月)		11月1日(水)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
10月1日(日)		10月16日(月)		10月26日(木)		11月25日(土)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月27日(金)		11月26日(日)
10月3日(火)		10月18日(水)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月4日(水)		10月19日(木)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月28日(火)		12月28日(木)

資料7 - 2

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(金)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)
11月28日(火)		12月13日(水)		12月27日(水)		1月26日(金)
11月29日(水)		12月14日(木)		12月28日(木)		1月27日(土)
11月30日(木)		12月15日(金)		12月29日(金)		1月28日(日)